

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

相馬市長

|                   |                                         |
|-------------------|-----------------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 相馬市<br>( 072095 )                       |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 金谷原、物倉地区<br>( 金谷原、大上、小田原、物倉、荻平、中井塚、新宿 ) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年12月17日<br>(第1回)                     |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

・当地区において、区域の見直しや規模縮小などの意向のある農業者の農地面積の合計は5.3haであるが、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農業者の農地面積の合計は0.2haであり、耕作する農地面積は5.1ha減少する見込みである。また、後継者不在の農業者の農地面積が17.4haと多いため、将来に向け、新たな担い手の確保が必要である。

・地区における持続可能な農業を図るために、高収益作物等の導入が課題。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を主要作物としつつ、高収益作物の導入についても検討する必要がある。

・離農や規模縮小する意向の担い手がいるが、地区の担い手は現状で手一杯であるため引き受けられない状況である。また、後継者不足などによる担い手の確保が課題であるので、地区内のみならず地区外も含め担い手の確保に務める。

・遊休化農地の減少と農地の有効利用を図るため、農地の集積・集約に繋げる。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| 区域内の農用地等面積                       | 47 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 47 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha    |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域内において集団的な利用が困難な農地の場合は保全・管理を行う方針とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                                                                                   |
| 当地区の農地は中心経営体である認定農業者2経営体を含め担い手13経営体が担う。今後入り作を希望する担い手の受入れを含め、農地中間管理機構と連携し農地の集積・集約を進める。                              |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                                                                                   |
| これまでの貸借は相対の利用権設定が多かったが、今後は農地中間管理機構の活用を原則とし、地権者の理解や同意を得ながら担い手の集積・集約化を図る。                                            |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                                                                    |
| 基盤整備は予定していないものの、農道や水路等の維持管理のため、多面的機能支払交付金を活用をした、地域内の共同活動を通して農道や水路等の点検、補修等を実施する。                                    |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                                                               |
| 福島県相双農林事務所、市農業委員会、ふくしま未来農業協同組合等と連携し、新規就農フェアへ積極的に参加するなどし、多様な担い手の確保に務める。また、就農希望者に対しては就農に係る相談から就農後の定着まで切れ目のない取組を実施する。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                                                                |
| 現在のところ農業支援サービス事業者等への委託予定はないが、今後担い手が高齢化等で離農していくことを想定し、畦畔の草刈り等については、状況に応じシルバー人材等への委託を検討していく必要がある。                    |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                               |                                             |                                  |                               |                               |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料        | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出  | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨その他 |                               |

【選択した上記の取組方針】

- ①中山間地域等直接支払事業交付金を活用し、地区内で連携して団地ごとに電気柵やワイヤーメッシュ等を整備する。
- ⑦地域農業を維持していくため、農地の保全・管理等を行う。